

いじめのない学校づくり

～板荷小中学校における「いじめ防止基本方針」について～

いじめ防止対策推進法の第13条により、いじめを防止し、すべての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができることを目的として、板荷小中学校でも平成26年4月1日に「いじめ防止基本方針」を定めました。

いじめに対する基本姿勢

いじめ防止対策推進法の第4条には、「児童生徒は、いじめを行ってはならない。」とあります。いじめ防止のために小中学校全ての教職員が、「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめはすべての児童生徒に関係する問題である」という基本認識に立ちます。そして、いじめを絶対に許してはいけけないものとしてとらえ、いじめ未然防止に取り組む姿勢を示していきます。

いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ防止等のための校内組織「いじめ対策委員会」を、小中学校ごとに組織します。「いじめのない学校づくり」に向けて、学業指導・道徳教育・特別活動・人権教育・情報モラル教育の充実や保護者・地域との連携など、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行います。さらに、いじめが発生した際にはその解決に向け組織的に対応します。

いじめの未然防止、早期発見、早期解決に関する考え

- (1) 児童生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。特に、自他の人権を尊重する児童生徒の育成、一人一人の個性やよさを認め、お互いの理解を促進する教育活動を推進します。
- (2) いじめの早期発見のため、児童生徒の日常生活の些細な変化まで見取るように努めていきます。また、各種の調査や相談活動を通じて、いじめの芽を発見し素早く芽を摘むようにします。児童生徒に何か心配な状況があった場合には、ご家庭に連絡をするようにします。
- (3) いじめが確認された場合は、「いじめ対策委員会」を中心に対応を検討し早期解決にあたります。以下が、いじめに対応する基本的な考えです。
 - ① 事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の生命、身体の安全を最優先に考え、いじめている側の児童生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたります。
 - ② 傍観の立場にいる児童生徒たちにも、いじめているのと同様であることを指導します。
 - ③ 学校だけでなく外部関係機関や専門家(スクールカウンセラーなど)と協力して問題の解決にあたります。
 - ④ いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域が連携し協力することが必要となります。

保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝えいじめを受けた児童生徒と保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に関係保護者に提供します。本校の相談窓口は教頭と生徒指導主事が担当します。

教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身、または、財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合には、速やかに鹿沼市教育委員会に報告し、その後の調査や対応の相談をします。これは、児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱うべきものと認める時には、鹿沼警察署と連携して対応します。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときには、直ちに鹿沼警察署に通報し適切な援助を求めます。

学校評価の実施

いじめ問題についての自己評価を行い、いじめ防止への取り組みについて必要な改善措置に努めます。

